

議案第109号

さいたま市はるの園条例の制定について

さいたま市はるの園条例を次のように定める。

平成22年6月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市はるの園条例

(設置)

第1条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設として、さいたま市はるの園(以下「園」という。)をさいたま市見沼区春野2丁目3番5号に設置する。

(業務)

第2条 園は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童デイサービスに関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、園の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(利用定員)

第3条 園の定員は、30人とする。

(利用者の資格)

第4条 園を利用できる者は、小学校に就学する前の者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 法第22条第1項に規定する介護給付費の支給の決定に係る者
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6の規定による措置に係る者

(利用料金)

第5条 法第29条第1項に規定する介護給付費の支給の対象となる障害福祉サービスを受けた者は、当該障害福祉サービスに要した費用から同条第3項又は第4項の規定による給付額を控除した額に同条第1項に規定する特定費用を合算した額を、園の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)として指定管理者(第8条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第7条において同じ。)に納付しなけれ

ばならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用の制限)

第6条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の制限をすることができる。

- (1) 感染性疾患にかかり、その疾病が感染するおそれがあるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、園の管理上、特に必要があるとき。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、特別の必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第8条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に、園の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める業務

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- (1) 第2条に規定する業務
- (2) 第6条の規定により、利用の制限をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める業務

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第9条 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年さいたま市条例第1号)第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長が園の管理等を臨時に行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長は、利用料金を使用料として徴収する。

2 前項の場合にあっては、第5条第1項及び第7条の規定を準用する。この場合において、第5条第1項中「利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とある

のは「使用料」と、「指定管理者（第8条第1項に規定する指定管理者をいう。次項及び第7条において同じ。））」とあるのは「市長」と、第7条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市長の承認を得て、利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。